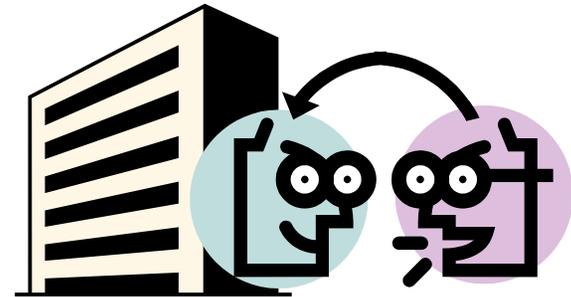
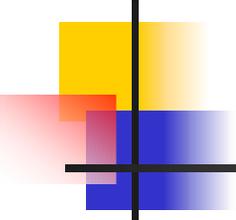


松戸市における パブリックコメント手続の実施に ついて





パブリックコメントとは？(1)

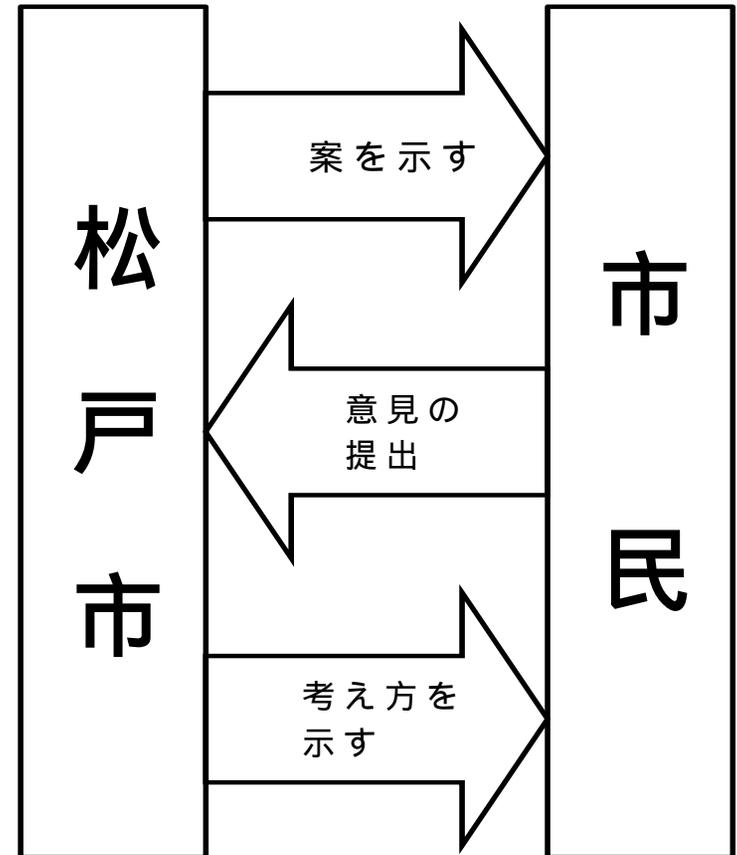
- パブリック (Public) は「公衆」、コメント (Comment) は「意見」の意味。
- 日本語に言い換えると「意見公募」、「意見提出
手続」など。
国(総務省)の制度としての正式名称は、
「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」

パブリックコメントとは？(2)

■ 定義

市の政策(計画・条例等)の策定過程において、

案を示し、
市民から意見を求め、
寄せられた意見に対する考え方を示す
一連の手続をいう。

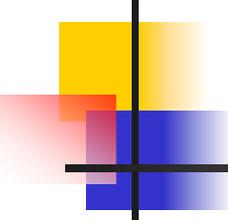


近隣市の実施状況

- 多くの自治体は「要綱」を策定して実施

	制定根拠	制定時期	これまでの 実施件数
千葉市	要綱	平成16年11月1日	18件
船橋市	要綱	平成17年10月1日	2件
習志野市	要綱	平成17年6月1日	2件
市川市	暫定指針	平成17年5月1日	10件
川口市	要綱	平成16年4月1日	13件

中核市	設定済	条例	要綱	規則	未設定
37市	28市	4市	24市	0市	9市

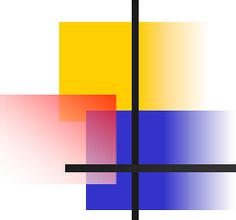


松戸市における導入の必要性

- 松戸市総合計画上で「市民と行政のパートナーシップの強化」を施策展開の方向としている。

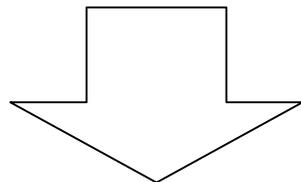
【基本的な方向】

『……パートナーシップを確立するため、常に公平・公正で透明性の高い「開かれた行政」であることを前提とし、……市民の行政への参加意欲を一層高めていきます。』と表明。



制度導入の目的

市民に対する説明責任を果たす



行政運営における透明性の向上

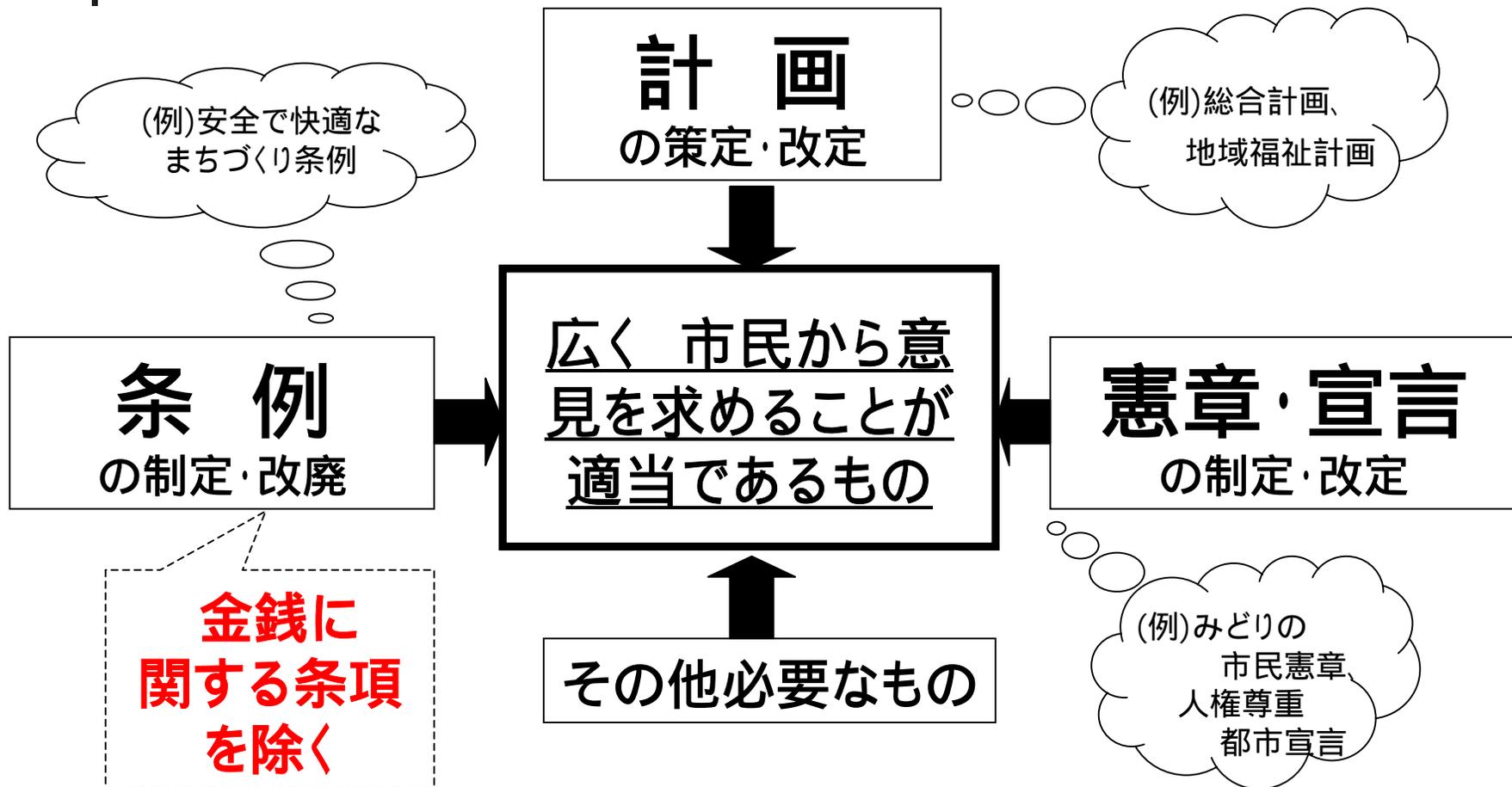


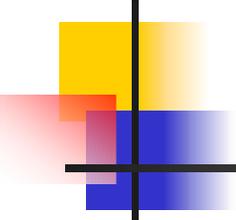
パブリックコメントの実施機関

- 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長



パブリックコメントの対象政策



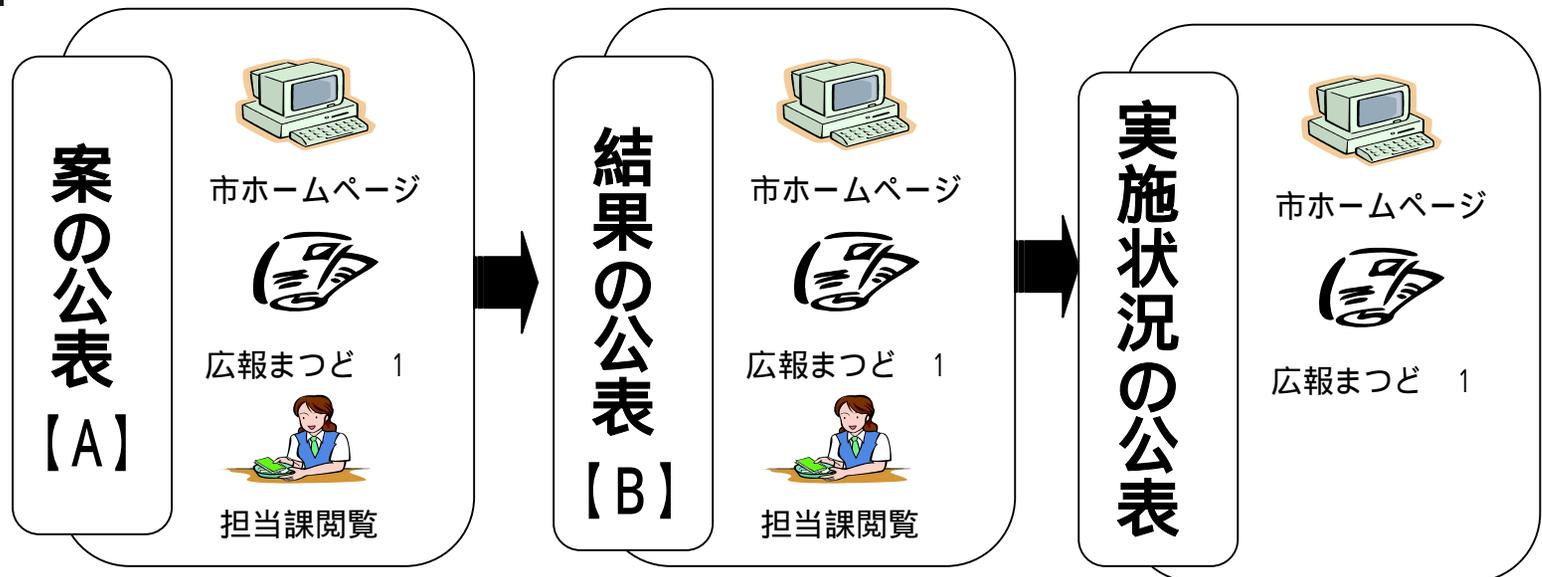


パブリックコメントの適用除外

- 迅速又は緊急を要するもの()
- 軽微なもの
- 裁量の余地のないもの
- 既に意見を求める手続きを実施したもの
- 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

ただし、「迅速・緊急を要する」場合は理由を公表します。

パブリックコメントの公表方法



- 1・・・広報まつどにおける公表については紙面の都合上、案や結果の公表をしている旨のみの公表となります。
- 2・・・要綱には定めておりませんが、「行政資料センター」においても、案の公表資料・結果の公表資料、案件の一覧資料を閲覧用に設置します。

公表内容

【A】：案の公表時

- 案の名称と概要
- 案の公表日
- 案の入手方法
- 意見の提出方法と期間
- 案の趣旨・目的・背景
- 案の考え方と論点
- 関連資料
- 所管課名

【B】：結果の公表時

- 案の名称
- 公表日
- 公表の内容
- 公表の方法
- 意見の概要
- 意見に対する考え方
- 修正内容
- 所管課名



……広報まつどには、下線部の項目のみを公表します。

意見提出方法

書面が原則です。

(ただし、所管課が特に認めた場合を除きます。)

- 持参
- 郵送
- ファクシミリ
- 電子メール



提出者は住所・氏名を必ず明記

口頭や電話は×

意見の提出期間は原則として**30**日以上

意見の考慮とは

案を
修正
する
場合

提出
された
意見

案を
修正
しない
場合

- 案の修正の有無にかかわらず、提出された**意見の概要**と、それに対する**市の考え方**を公表します。
- 修正した場合は**修正内容**を公表します。
個人への回答は行いません。

意見の取扱いの
ポイント



- 意見を考慮した上で、政策の意思決定を行います。
- 類似意見は1つにまとめます。
- 多数決をとる制度ではないので、必ずしも意見の多さで修正を行いません。
- 「考え方」の公表においては、市民の皆さまが理解しやすい表現に努めます。